

村民のみなさまへ

大潟村役場からのお知らせ

令和8年9月4日

令和8年度 後期ホルダー潟の湯優待券 を 9月24日(木) から配付します

毎年、高齢者・ひとり親家庭の父母・心身に障がいがある方を対象に温泉券（「ホルダー潟の湯利用優待券」）を配付しております。

後期分の配付を9月24日(木)から開始しますので、下記により配付対象をご確認いただき、ご利用される方は、役場福祉保健課までお越しください。

1. 優待券配付方法

配付対象者	大潟村に住所を有する方で ① 70歳以上の方 令和8年度内に新たに70歳を迎える方は、誕生日以降に対象となります。 ② ひとり親世帯 又は 養育者世帯（祖父母などが養育している世帯） ③ 心身に障がいがある方 各種障がい者手帳をお持ちの方の他に、障がい年金を受給されている方も対象となりますので、窓口へお越しの際は年金証書をお持ちください。 ※上記①～③の対象者の利用にあたり介助等が必要な場合は、介助者の方も対象者の優待券を利用することができます。
配付枚数	後期52回分(週2回分)を配付
配付開始日及び配付場所	9月24日(木)から福祉保健課窓口で配付（本人または家族の方） ※窓口では確認のため、ご本人の氏名、生年月日、住所をお伺いしています。 事前に役場または大潟村社会福祉協議会にご連絡いただいた方は、9月24日～30日にふれあい健康館で受け取る ことができます。 連絡先 大潟村役場福祉保健課 ☎ 45-2114 大潟村社会福祉協議会 ☎ 45-2840

2. 利用期間

受取日から令和9年3月31日まで利用できます。

お問い合わせは

大潟村役場 福祉保健課 福祉班 TEL. 45-2114 FAX. 45-2162